

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第四章 婦人・年少労働者の状態

第一節 婦人労働者の状態

女子労働者の状態を、主として労働省婦人少年局の「絹人絹織物工場の女子労働者実態調査報告」によってみよう。この調査は、一九五一年二月～三月、全国の主要絹織物産地である八王子、秩父、米沢等一一地方において雇用労働者二〇人未満の二五九工場に働く女子労働者を対象としており、その大部分は織布工である。この報告書には、絹人絹女子労働者の特性、労働条件、保健衛生、住込労働者の生活状態等について詳しく述べられており、ことに、この種小工場における保健衛生、住込労働者の生活状態等の劣悪なことや、工場労働者が同時に使用者の家事労働をも手伝わされているという事実が指摘されている。ここでは主として労働条件(労働時間、賃金)について紹介しよう。

労働時間

始業は午前七時三〇分から八時までが、終業は午後四時三〇分から五時までが最も多く、大部分は六時までに終業するが、中には八時以後に及ぶのもみられる(第122、123表)。使用者の回答では、平均拘束時間は九時間四四分、一日の休憩時間は大部分一時間から一時間三〇分と報告されているから(第124表)、実働は八時間以上であることが推定される。

賃金

給与規定を有する工場は調査対象の二五九工場のうち六二工場で二四%にすぎないし、その内容も非常に簡単であるといわれる。賃金支給方法については全事業場の約七〇%が出来高払制を採用している(第125表)。それも単位生産量当りの規定賃金に総生産高をかけて月当りの賃金を算出するという単純な出来高払制が多く、これは主として織布工に適用され、その他に、一定の生産高以上について割増給を支払う請負給制度や、使用者のお手もりによる能率給支給等の場合があると報告されている。

現金給与額は税金、食費等を含めて、通勤(または住こみで食費本人負担)者の女子平均が三三二四円、男子平均五六〇五円であって、女子の賃金は男子労働者の約六〇%に当る。この通勤(または住こみで食費本人負担)者の賃金の男女別分布状態をみると、女子労働者は三〇〇〇円台が最も多く二五〇〇円—四〇〇〇円未満が五〇%以上を占め、四〇〇〇円未満全体で九六%となる。これに対して男子労働者の賃金は五〇〇〇円台が最も多く、三五〇〇円—七〇〇〇円未満に全体の五〇%が分布している。全体の約六〇%が五〇〇〇円以上であって、この五〇〇〇円以上における男女賃金の分布状態は、両者の格差を明瞭に示している(第128表)。このことは職種別についてみても同様である(第126表)。また、この賃金差を第127表によつてみると扶養家族

を全然もたない女子の賃金は同じ場合の男子賃金の七七%であって、男子の賃金が扶養家族数の増加とともに増加し扶養家族五人をもつと、それをもたない者の賃金の二倍に上るのに、女子の場合は扶養家族の数によってほとんど差がない。

現金給与額から税金、食費等を差引いた手取賃金は女子労働者平均二八六〇円であり、調査時における女子労働者の月当り家計補助額が平均二三〇八円であつたことを考えると、女子労働者自身の手もとには平均して月当り五〇〇円程度しか残らないことが報告されている。なお女子労働者中の六四%が家計を助けるために就職し、八〇%が定期的家計補助者であり、賃金を全額、家へ出す者が全体の四八%を占めている。

手取現金給与額は毎月一定しておらず、その原因としては出来高払制と実働時間の不定によるものが六〇%を占めており、この産業の労働条件の不安定さを現している(第129表)。

なお、これら女子労働者の半数以上が工場労働の他に便所掃除(男女労働者共用が大部分)や使用者の家事労働に従事させられており、わが国における女子労働者の地位の低さがこれら小工場の状態に端的に示されている(第130表、131表)。

(註)以上、紹介した絹人絹織物工場の女子労働者の状態の外に、労働省婦人少年局が女子労働者の状態について行った調査には次のようなものがある。「メリヤス工場女子労働実態調査速報」これは一九五二年の二月と三月、東京、名古屋、大阪を初めメリヤス工場が多く存在する地区における雇用労働者五人以上三〇人未満の一九九工場を対象とし、そこに働く総労働者の約六〇%を占める女子労働者一七六一人について調査したもので、メリヤス工場に働く女子労働者の特性、仕事の内容、賃金、労働時間等に関して概説されている。「銀行女子職員労働実態調査速報」これは一九五二年の八月と九月において、全国三二都府県七〇銀行に働く職員中の七〇%を占めている女子職員二五九九人について調査したもので、銀行女子職員の特性や賃金、出勤日数、生理休暇等の労働条件の概報である。「紡績婦人労働者の深夜業に関する調査——特に二交代勤務者の深夜業の疲労について」(一九五三年三月発行)

女子労働者を午後十時から午前五時に至る間、使用することを禁止している労働基準法はその例外規定として、二交代制による場合における午後十時以後三〇分間の使用を認めているが、本調査は右に基ずいて深夜業に従事させられている女子労働者に対して及ぼす深夜業の諸影響を紡績業の女子労働者を対象として医学的に調査したものである。

生理休暇及び産前産後の休業

まず生理休暇については、労働省婦人少年局調査の一九五一年女子保護実施状況によってみると、保護実施状況報告を提出した一万六五四一事業場のうち、約三八%が有給・無給二四%、有無給不明三八%である。生理休暇の活用状況は、

総平均 年間一人当り請求回数 〇・九回
年間一人当り請求日数 一・九日
年間一人当り休暇日数 一・七日

となっていて一般的に低い。このように「生理休暇規定」そのものの活用状況が低い反面、たとえば労働省婦人少年局が行った銀行女子職員についての調査によると、実際に「生理休暇」として休んだ者が総数二五九九人中の約七%にすぎないにもかかわらず、「貴方は生理休暇をとろうと思えばとれるか」という質問に対して、「請求すればとれる」二四%、「とれないこともないが何となくとりにくい」三三%、「とりたくても全くとれない」六%、「とる必要を感じない」三四%、「その他」三%という状態である。これをみると「何となくとりにくい」の三三%が注目され、また間接的には「請求すればとれ

る」の二四%も右の範疇に含まれるであろうが、実際の生理休暇が表面上は病欠等の形で行われているという推定が下されている。生理休暇を規定している労働基準法第六七条は、一九五一年来、基準法改正の審議が行われるに従つて、その存廃論が盛んに論議されるようになった。この生理休暇の規定が世界各国の労働立法に例がないものであるとか、「男女同権」の主旨に反するなどが大体における反対の理由となつており、労働基準法改正の審議会においても経営者側からその廃止が主張された。幸い一九五二年九月より施行された改正基準法では、この生理休暇の規定が存続されたが、問題は将来に持ちこまれたに止まり、今後とも機会あるごとに、その廃止が主張されるであろう。

次に全織同盟麻部会調査委員会による資料「生理休暇をどう扱うか」の一部を紹介しておこう。

(労働の月経に与える影響について)

月経と作業能率の関係は婦人労働の問題の中で重要な位置を占めている。このことは労働基準法が強硬規定として第六七条に明文化しているところから容易に察知されるが、この規定を裏づける実証的な証拠資料として、労働科学的な立場から専門家によつて調査された結果を発表して見ると次の如くなつている。

1、肉体労働に基づく月経変調の原因には過激な労働の刺戟による場合と、労働の結果、子宮の形位が異状変化し、そのため月経が変調をきたす場合とがある。

2、就職後、生理不順となつたものについてみると、

一五歳 八六・五%

一六歳 八五・七%

一八歳 七九・四%

一九歳 七三・七%となつて年若いほど変調が多い。また、これを作業(姿勢)別に見ると次の如くである。

	立位	腰掛	坐位
障害あるもの	四四・九%	五〇・二%	三六・八%
障害なきもの	五五・一%	四九・八%	六三・二%

3、年齢別月経時の作業能率の低下についてみると、

人員	年齢	低下率
九三七	一三歳～一八歳	四九・七%
一、〇一三	一九歳～二五歳	四六・〇%
三四二	二六歳～三五歳	四五・九%

4、また入社前後を比較してみると、

	入社前	入社後
順調な者	六七%	四七%
不調な者	二一%	三四%

5、月経時の全身及び局所的症狀 月経時は何らかの形で苦痛を訴えるものが多い。

特に交通関係その他、一般に立業勤務者に症狀が顕著である。左の数字は某繊維工場の婦人労働者について調査した結果である。

身体がだるい(一四%) 気分が悪い(六%)

憂うつである(二%) いらいらする(四%)

ねむい(五%) 頭がいたい(六%)

疲れやすい(五%) 汗をかきやすい(二%)

下痢又は便秘する(三%) 腹がいたい(一五%)

腰がいたい(一二%) 腰がはる(四%)

足が重い(七%) こしけがする(三%)

乳がいたむ(三%) 鼻血がでる(一%)

別に感じない(八%)

6、生理休暇は必要か否かについて 各産業の代表的会社についての世論調査は次の如くである。((1)繊維、(2)乗合バス、(3)百貨店、(4)銀行、(5)官庁)

生理休暇必要 (1)七七% (2)八四% (3)七九% (4)五〇% (5)七八%

生理休暇不要 (1)二三% (2)一六% (3)二一% (4)五〇% (5)二二%

かつ必要とする日数は二日を希望するものが圧倒的である。

(生理休暇をどう考えるか)

1、日経連案「生理休暇を廃止せよ」

過去の実績を見ると、たまたま生理現象の有無は本人のみが知り得ることであり、これの立証を必要としないため、従業員の中には、これを悪用して、生理日でないにもかかわらず生理日と称し或いはさして就業が困難でないにもかかわらず休暇を請求してくる者が多い。およそ、この制度は国際労働条約その他、各国の労働立法においても全く先例のないことであり、この際、わが国の実情からみれば、これを廃止するのが妥当と思われる。

2、総評案「生理休暇の廃止は絶対反対」

現行法の内容は年次有給休暇の場合の如く規定しておらず極めて不徹底なものであり、むしろこの点をはつきり有給制に改むべきである。国際労働条約案及び、わが国の労働環境の不良、施設の不備等を考えれば、わが国に於ける婦人労働者に対して立法を以て生理休暇を保障することが必要であり、婦人労働者の健康保持、母体保護より見て当然である。また労働医学の面から見ても、生理期間中の労働が特定の人には、特殊の業務にあつては非常に苦痛であり、身体に有害であることは明らかであり、多少の濫用があるからといってこれを廃止するのは理由にはならない。

(今後の問題)

会社側では日経連案に見る通りの基本線に立つて、生理休暇の廃止を目標として、当面はその一步手前の具体策として生理休暇手当を全廃する方向に進んで来ている。このことはまた、労働協約改悪にもからむ問題であるが、会社側は他国に類例のない現象だからといって強硬に廃止を主張しているが、われわれはすべてを外国並みに取扱うのならば、まず賃金や労働環境、厚生施設も外国並みに優先的に取扱つて貰うことを主張してよかろう。肝心の賃金(低賃金)をそのままにしておいて、ほかに一部のことをだけ労働者に不利益になることだけ外国のまねをされたのでは労働者は浮かぶ瀬がない。鐘紡丸子支部で婦人組合員を対象に世論調査をした結果、生理休暇廃止反対が九二%であつた。そして彼女らは年次有給休暇と重複したら生理休暇を優先的に取上げてほしいと訴えている。一部の中には生理休暇を返上している者もあるが、これは生理日の苦痛を忍んで働かねばならないほど低賃金に苦しんでいるからであつて、生理休暇そのものが必要ではないということではない。

次に産前産後の休業については、一九五二年二月に労働省婦人少年局が鉱業、化学工業、紡績業、商業等の一〇九事業所について行った「産前産後休業に関する調査」によると次の通りである。

労働基準法第六五条第三項、妊娠者の請求による軽易業務転換の規定を就業規則等で締結している事業場は六八、無規定四八、労働基準法第六条第一、二項、産前産後休業規定の締結事業場一〇五、無規定四、労働基準法第一九条、産前産後の休業期間及びその後三〇日間における解雇禁止規定の締結事業所六七、無規定四二、となっている。

なお産後退職率は、産婦八三二人の中、退職者二六四人(約三二%)、これの各産業中における割合は商業五二%、化学工業四二%、鉱業四〇%、紡績業一八%である。授乳施設は、産婦を使用する事業所九八のうち施設あるもの一五、各産業中における割合は、紡織業三七%、化学工業二〇%、鉱業四%、商業〇で、この施設において乳児の約二八%が授乳されているにすぎない。託児施設のある事業所は全体の二〇%、これの各産業中における割合は鉱業四〇%、紡績業一

六%、化学工業五%、商業〇である。これらの状態をみると、授乳及び託児施設の不備と関連して産後退職率が高く、乳幼児を拘えた婦人労働者が働けるような環境に、ほど遠いことを示していると共に、労働基準法の産婦保護規定も出産後の職場施設の不備から、その効果が失われている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
